

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 6 月 27 日 (金) 第 629 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 指定希少野生動植物の指定 (※) (自然保護課取扱い) 1
- 指定外来動植物の指定案 (自然保護課取扱い) 2
- 保安林の指定 (4件) (森づくり推進課取扱い) 3
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (漁港漁場課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の工事の完了 (3件) (農地整備課取扱い) 5
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 6

公 告

- 一般競争入札公告 (総務福利課取扱い) 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 9

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業施設警備業務 1 級及び同 2 級並びに警備業空港保安警備業務 1 級及び同 2 級検
定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 10

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 444 号

鹿児島県青少年保護育成条例 (昭和36年鹿児島県条例第65号) 第 9 条第 2 項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25476	令和 7 年 6 月 18 日	書 籍	芸能お宝最新特報 BUZOOOON!!! Vol. 21 ISBN978-4-89212-761-8	インテルフ イン	全 部	著しく青 少年の性的 感情を刺激 し、その健 全な育成を 阻害するお それがある。
25477		雑 誌	恋愛宣言PINKY 6月号 08877-06	秋水社		
25478			mini Berry vol. 80 18426-05	秋水社		
25479			実録JOKER 5月号 08019-05	ダイアプレ ス		

鹿 児 島 県 告 示 第 445 号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例 (平成15年鹿児島県条例第11号) 第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり指定希少野生動植物を指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

分 類	種 名 (和名)	種 名 (学 名)	科 名
植 物	ノヒメユリ	<i>Lilium callosum</i>	ユリ科

鹿児島県告示第446号

指定外来動植物による鹿児島県の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定による指定外来動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する外来動植物

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
ニホンテン (<i>Martes melampus</i>)	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 飼養等をする者又は第三者の行為により指定外来動植物が逸走・逸出しないよう適合飼養等施設に施錠等の措置を講じること。 (4) 終生飼養に努めること。	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。）に定めるおり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設のいずれかの施設
ベニツツバナ (<i>Odon tonema strictum</i>)	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片，根茎部，種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設
シキザキベゴニア (<i>Begonia cucullata</i>)	西之表市，奄美市，鹿児島郡，熊毛郡及び大島郡の区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片，根茎部，種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める屋内栽培施設又はほ場型施設のいずれかの施設

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事の指定の

案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県告示第447号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

南さつま市大浦町字船ヶ谷上12779番，字掛橋16435番1，16435番3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第448号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

南九州市川辺町清水字山伏墓10407番，10410番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第449号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林の所在場所

肝属郡南大隅町佐多馬籠字大谷東平1037番 1，字外之浦1044番，1046番 1

- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は，定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南大隅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第450号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により，次のとおり保安林として指定する。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
大島郡龍郷町戸口字松元2019番 1・字向里2022番（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び龍郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第451号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

令和 7 年 6 月 27 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 しゅん功認可年月日
令和 7 年 6 月 16 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名
鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
鹿児島県知事 塩田康一
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
垂水市大字牛根麓字磯15番 3 に隣接する道，同市大字牛根麓字磯口17番 5，18番 5 及び19番17の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、x 1 の地点から x 16 の地点を順次に結んだ線及び x 16 の地点と x 1 の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- x 1 国土地理院二等三角点「海瀉」(北緯31度33分14.7128秒, 東経130度42分26.8434秒) から76度09分56秒1,608.48メートルの地点
- x 2 x 1 の地点から 8 度39分55秒12.07メートルの地点
- x 3 x 2 の地点から11度10分19秒11.89メートルの地点
- x 4 x 3 の地点から12度56分37秒1.86メートルの地点
- x 5 x 4 の地点から13度19分59秒4.51メートルの地点
- x 6 x 5 の地点から100度56分54秒0.93メートルの地点
- x 7 x 6 の地点から191度09分30秒4.00メートルの地点
- x 8 x 7 の地点から101度14分15秒114.22メートルの地点
- x 9 x 8 の地点から11度10分20秒4.00メートルの地点
- x 10 x 9 の地点から99度21分24秒0.36メートルの地点
- x 11 x 10 の地点から173度50分26秒38.56メートルの地点
- x 12 x 11 の地点から267度33分06秒4.64メートルの地点
- x 13 x 12 の地点から275度57分18秒25.05メートルの地点
- x 14 x 13 の地点から286度29分50秒19.70メートルの地点
- x 15 x 14 の地点から272度52分54秒10.70メートルの地点
- x 16 x 15 の地点から287度06分39秒25.90メートルの地点

(3) 面積

4,060.79平方メートル

4 埋立地の用途

道路及び漁港施設用地

5 埋立免許年月日及び番号

令和元年12月17日

指令漁港第322号

6 公有水面埋立法第22条第3項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村

垂水市

鹿児島県告示第452号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化(畑地帯総合整備担い手支援対策)(旧:農地整備(畑地帯担い手支援型))(農道整備)吾平南西部地区の工事は、平成30年3月30日に完了した。

令和7年6月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第453号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化(畑地帯総合整備担い手支援対策)(旧:農地整備(畑地帯担い手支援型))(農用地利用保全)吾平南西部地区の工事は、令和2年3月27日に完了した。

令和7年6月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第454号

土地改良事業県営水利施設等保全高度化(畑地帯総合整備担い手支援対策)(旧:農地整備(畑地帯担い手支援型))(農業用排水施設整備)吾平南西部地区の工事は、令和6年1月22日に完了した。

令和7年6月27日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和7年6月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和7年6月27日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	阿多川辺線	南さつま市金峰町宮崎字東大畑4104番1地先から同市金峰町花瀬字楯山1603番地先まで	前	5.5～16.7	1,239.9
			後	5.5～16.7	1,239.9
			後	11.6～46.8	1,155.2

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和7年6月27日

鹿児島県教育委員会教育長 地頭所恵

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
校務用パソコンの賃貸借 981台
- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和7年9月30日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 借入期間
令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和7年7月11日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和7年6月27日から同年7月4日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
ただし、資格審査には時間を要することから、受付期間中の申請であっても、入札までに審査が完了すると保証するものではないため、申請を行う際は、可能な限り早めに申請を行うこと。
- 4 入札の方法等
 - (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札書の提出場所
鹿児島県教育庁総務福利課教育DX推進室
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 - (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
 - (4) 入札書の提出期限
令和7年7月16日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）。
 - (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和7年7月17日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎16階）学校施設課入札室
 - (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
㉞ 交付場所 (2)に同じ。
㉟ 交付期限 令和7年7月8日午後5時
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(6)のイの㉟に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき1年以上の履行が継続しているもの又は過去2箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも1回の実績とすることができる。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき1年以上の履行が継続しているもの又は過去2箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも1回の実績とすることができる。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては、記名したもの）の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県教育庁総務福利課教育DX推進室
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-5411
ファックス番号 099-286-5736
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
PCs for School use,981models:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
30 September 2025
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 16 July 2025
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
General Affairs Welfare Division (Education DX Promotion Office)
Kagoshima Prefectural Educational Bureau
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-5411
FAX 099-286-5736

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和7年3月21日鹿児島県選挙管理委員会告示第8号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和7年6月27日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	25,933
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と	262,079

を合算して得た数		
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	鹿児島市・鹿児島郡区	148,666
	鹿屋市・垂水市区	30,371
	枕崎市区	5,347
	阿久根市・出水郡区	7,789
	出水市区	14,053
	指宿市区	10,470
	西之表市・熊毛郡区	10,685
	薩摩川内市区	25,036
	日置市区	12,795
	曾於市区	9,104
	霧島市・始良郡区	36,141
	いちき串木野市区	7,294
	南さつま市区	8,793
	志布志市・曾於郡区	11,104
	奄美市区	12,896
	南九州市区	8,866
	伊佐市区	6,480
始良市区	21,290	
薩摩郡区	5,281	
肝属郡区	9,072	
大島郡区	15,352	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		262,079
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		

公安委員会公告

警備業施設警備業務1級及び同2級並びに警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定
実施公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により, 警備員又は警備員になろうとする者に対し, 警備業施設警備業務1級及び同2級検定並びに警備業空港保安警備業務1級及び同2級検定を宮崎県公安委員会と共同で, 次のとおり実施する。

令和7年6月27日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 施設警備業務 1 級
 - (2) 施設警備業務 2 級
 - (3) 空港保安警備業務 1 級
 - (4) 空港保安警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時, 実施場所及び受検定員
- (1) 実施日時
 - ア 施設警備業務 1 級
 - ア 学科試験
令和 7 年 10 月 1 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - イ 実技試験
令和 7 年 10 月 23 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 施設警備業務 2 級
 - ア 学科試験
令和 7 年 10 月 1 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - イ 実技試験
令和 7 年 10 月 22 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 空港保安警備業務 1 級
 - ア 学科試験
令和 7 年 10 月 1 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - イ 実技試験
令和 7 年 11 月 13 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - エ 空港保安警備業務 2 級
 - ア 学科試験
令和 7 年 10 月 1 日 (水) 午前 9 時から午前 11 時まで
 - イ 実技試験
令和 7 年 11 月 12 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで
 - オ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
 - (2) 実施場所
 - ア 学科試験
鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
 - イ 実技試験
 - ア 施設警備業務 1 級及び同 2 級
鹿児島県警察本部 (鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号)
 - イ 空港保安警備業務 1 級及び同 2 級
宮崎県建設技術センター (宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1)
 - (3) 受検定員
いずれの検定も 30 人 (宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし, 申請の受付先着順とする。)
- 3 検定の受検資格
- (1) 施設警備業務 1 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち, 次のいずれかに該当する者
 - ア 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって, 当該合格証明書の交付を受けた後, 施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (2) 施設警備業務 2 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員
 - (3) 空港保安警備業務 1 級
鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち, 次のい

れかに該当する者

- ア 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(4) 空港保安警備業務 2 級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 施設警備業務 1 級

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
(エ) 施設警備業務の管理に関すること。
(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
(イ) 施設警備業務の管理に関すること。
(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2 級

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。
(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 空港保安警備業務 1 級

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
(ウ) 乗客等の接遇に関すること。
(エ) 手荷物等検査に関すること。
(オ) 空港に関すること。
(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- ア 乗客等の接遇に関すること。
(イ) 手荷物等検査に関すること。
(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。
(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(4) 空港保安警備業務 2 級

ア 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。
(ウ) 乗客等の接遇に関すること。
(エ) 手荷物等検査に関すること。
(オ) 空港に関すること。

- (カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- イ 実技試験
- (ア) 乗客等の接遇に関すること。
- (イ) 手荷物等検査に関すること。
- (ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
- ア 期間
- 令和 7 年 7 月 7 日 (月) から同月 18 日 (金) まで (鹿児島県の休日を定める条例 (平成元年鹿児島県条例第 37 号) 第 1 条の県の休日を除く。)
- イ 時間帯
- 午前 8 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 提出書類
- ア 施設警備業務 1 級
- (ア) 警備員等の検定等に関する規則 (平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。) 第 9 条の検定申請書 (検定規則別記様式第 1 号。以下「検定申請書」という。) 1 通
- (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
- (オ) 施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後, 施設警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを疎明する書面 (3 の(1)の アに該当する場合に限る。) 1 通
- (カ) 施設警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の写し (3 の(1)のイに該当する場合に限る。) 1 通
- イ 施設警備業務 2 級
- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
- ウ 空港保安警備業務 1 級
- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽, 正面, 上三分身, 無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル, 横の長さ 2.4 センチメートルの写真で, その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面 (鹿児島県内に住所を有する場合に限る。) 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面 (鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。) 1 通
- (オ) 空港保安警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を

- 受けた後、空港保安警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(3)のアに該当する場合に限る。） 1通
- (カ) 空港保安警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(3)のイに該当する場合に限る。） 1通
- エ 空港保安警備業務2級
- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1通
- (3) 申請先及び申請方法
- ア 申請先
- 受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課
- イ 申請方法
- 受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。
- 6 検定手数料
- (1) 施設警備業務1級及び同2級並びに空港保安警備業務1級及び同2級ともに、16,000円（16,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）
- (2) 検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
- なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 受検に際しては、筆記用具を持参し、実技試験においては、室内用運動靴を持参すること。
- (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。
- 8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
- 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
- 電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）